

業務説明資料

本業務における業務説明資料は次のとおり。

1 業務概要

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 業 務 名 | 佐鳴湖公園再整備基本計画策定業務 |
| (2) 履 行 期 間 | 契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日 |
| (3) 履 行 場 所 | 浜松市中央区入野町 19954-104 外 |
| (4) 契約上限金額 | 14,850 千円（消費税及び地方消費税を含む。） |

2 業務内容

(1) 業務の背景と目的

佐鳴湖公園は、昭和 24 年に「根川山公園」としての都市計画決定を経て、昭和 37 年に佐鳴湖を取り込んだ「佐鳴湖公園」として都市計画の変更を行ってきた。昭和 43 年から公園整備に着手し、平成 8 年度には佐鳴湖公園全体の構想となる「佐鳴湖公園基本構想」を策定、以降「佐鳴湖北岸区域基本計画（平成 15 年度）」や「佐鳴湖公園東岸小藪地区基本計画（平成 19 年度）」に基づき整備の拡大を進めており、市民の憩いの場として親しまれている。

現在、公園施設としては、周回園路約 6.6 kmのうち約 1.5 kmが未舗装であり、「人と自然の共生」をテーマとした体験施設や地域活動の拠点施設も未整備である。

また、佐鳴湖公園基本構想の策定から四半世紀が経過し、公園内施設の老朽化や園路付近の法面崩落、倒木の発生、社会環境や公園利用者のニーズの変化など、利便性や安全性、新たなニーズへの対応などが課題となっている。

本業務は、佐鳴湖公園の現在の状況を把握し、中長期的な課題の解決に向けた公園施設全般の最終的な在り方を見据えるとともに、周辺の自然環境と調和し、多くの人に利用される魅力ある公園とすることを目指すための佐鳴湖公園再整備基本計画の策定を目的とする。

(2) 業務内容

現在の佐鳴湖公園の利用状況等を再度把握し、整備方針と活動拠点施設を示した佐鳴湖公園再整備基本計画（以下、基本計画）を策定すること。

(ア) 現況把握調査

関連計画（県等の計画を含む）・関係法令の整理、文献調査、現地調査等により、当該公園の環境や特性を把握し、自然（地形、動植物、水環境等）・人文（地域との関連、イベント活動等）・社会条件（県及び漁協等に関わる土地利用、権利制限関係、ゾーニング、用途地域、道路計画等）・周辺状況（公共施設、公共交通機関、飲食店等商業施設）等を整理すること。

(イ) 利用状況調査

① 季節、定期イベントの把握（湖面利用を含む）

指定管理者等へのヒアリングや既存資料等により、季節的、定期的に行われるイベント及びその利用者数や駐車場の利用状況等の概要を把握し、整理すること。

② 関係団体へのヒアリング調査・一般利用者の意見の把握

自治会や公園利用者団体等の関係団体（対象団体は別表 1 に加え、受託者からの提案による）へヒアリングを行い、利用状況、交通状況、渋滞状況等の現状と課題及び要望を把握し整理すること。関係団体へのヒアリングは、10 団体以上へ 2 回（1 回目：課題等のヒアリング、2 回目：ヒアリングで聞き取った課題等に対する対応状況の報告）を行い、その結果について中間報告も行うこと。また、受託者が要望した場合、市は、受託者が同時に 5 団体程度をヒアリングできる機会の設定について、支援するものとする。ヒアリングを実施する関係団体は、受託者から提案を行い、市と協議のうえ、決定するものとする。

一般利用者の意見は、佐鳴湖地域協議会が実施し、令和 8 年 2 月頃（予定）にまとめるアンケートの結果を基に整理すること。

（ウ） 交通等状況調査

① 西岸園路の交通状況の把握

（イ）の調査等により、公園内に入ってくる車両・自転車・歩行者の通行状況を把握し、当該地における課題を整理すること。その手法については受託者の提案によるものとする。

② 駐車場等状況の把握

（イ）の調査等により、駐車場の混雑状況及び混雑する場所、時間を把握し、課題を整理すること。その手法については受託者の提案によるものとする。

（エ） 周回園路等現況調査

① 整備が必要な園路区間の計測

周回園路（図 1 参照）における未舗装区間・要補修箇所（湧水による歩道への影響箇所を含む）・園内車道の現地確認を行い、現状把握し課題を整理すること。

② 危険箇所の把握

園内危険箇所（崩落の可能性がある法面、倒木危険箇所、池、木道・木製デッキ）を現地踏査などにより把握したうえで、公園利用者への危険性の有無を整理すること。その際、土砂災害防止法に基づく警戒区域・特別警戒区域及びその他法令による危険箇所を遺漏なく含めること。また、公園利用者への危険が予想される箇所の選定については、園内の危険箇所を把握した段階で発注者と協議の上で決定する。

③ 公園施設の現況把握

園内のトイレ（全 9 箇所）について現況を把握し、洋式化・バリアフリー化、便器数の過不足、位置変更の必要性を検討すること。また、別表 2 に記載する公園施設についても現況を把握し、課題等を整理すること。

（オ） 佐鳴湖公園再整備基本計画の策定

（ア）～（エ）の調査、関連計画、関連法令を踏まえ、将来へとつながる佐鳴湖公園の最終的な在り方を見据えたうえで、基本計画を策定すること。基本計画では、公園全体を可視化し、コンセプトや考え方、未開設区域を含むこれからの公園に必要な施設の整

備、拠点施設の在り方を示すこと。拠点施設については、佐鳴湖における拠点施設の機能検討会の結果報告も踏まえたうえで、拠点施設に必要な機能、運営方針、整備場所を示すこと。

また、これまでに把握した課題の解決案とともに、新たな駐車場配置計画、利用可能な土地の洗い出し、公園内施設及び湖面・湧水の利活用、公園周辺の整備を含むにぎわいの創出に関する提案を含むこと。

事業費については、市との協議により整備の優先順位をつけたうえで、必要な整備期間を算定し、基本計画全体にかかる概算工事費を示すこと。

(カ) 官民連携による事業手法

拠点施設など再整備基本計画に関連する公園施設の整備及び管理について、民間活力導入の可能性を検討し、他都市の事例を踏まえて整理すること。

(3) 打合せにおける留意事項

必要に応じ、公園課との協議、打合せを行うこととし、軽易なものは、メール、電話等で行い、重要度の高いものは対面形式（リモート会議を含む）で行う。

(4) 成果品

業務完了後速やかに、受託者は契約書第9条に定める業務完了報告書とともに次の書類を提出する。

1. 業務報告書（業務の記録・写真等をまとめたもの）	2 部
2. 業務で作成した資料	2 部
3. 佐鳴湖公園再整備基本計画（冊子）	5 部
4. 佐鳴湖公園再整備基本計画（概要版）	5 部
5. 上記の電子データ（CDまたはDVD、Word 版・PDF 版）	2 部

(5) 参考文献等

【関連計画】

- ・ 佐鳴湖公園基本構想（平成 8 年）
- ・ 佐鳴湖北岸区域基本計画（平成 15 年）
- ・ 佐鳴湖公園東岸小藪地区基本計画（平成 19 年）
- ・ 第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）（平成 14 年）
- ・ 都田川水系河川整備計画（平成 28 年）
- ・ 佐鳴湖水環境向上行動計画（令和 2 年）
- ・ 浜松市公園施設長寿命化計画（一般施設）R2-R11
- ・ 浜松市緑の基本計画【2021 - 2030】

【参考資料】

- ・ 平成 13 年度佐鳴湖公園自然環境保全計画検討調査
- ・ 平成 14 年度佐鳴湖公園自然環境保全計画検討調査

- ・平成 16 年度佐鳴湖里山楽校活動計画図
- ・生物多様性はままつ戦略（平成 25 年）、生物多様性はままつ戦略 2018、同 2024
- ・令和 4 年度・令和 5 年度浜松市都市公園市民協働支援業務報告書
（佐鳴湖における拠点施設の機能検討会）
- ・静岡県戦略課題研究「快適空間『佐鳴湖』の創造」研究報告書（平成 20 年）
※その他必要な法令、計画を参照する事

別表 1

関係団体へのヒアリング調査	①佐鳴湖公園の周辺 3 自治会連合会 ②令和 4 年度・令和 5 年度の佐鳴湖における拠点施設の機能検討会に参加した 5 団体
---------------	--

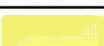
別表 2

現況把握の対象施設	①休養施設…休憩所、四阿及びシェルター (9) ②便益施設…駐車場 (9) ③修景施設…ひょうたん池、ビオトープ池 (2) ④教養施設…野鳥観察舎 (1)、野外ステージ (1)、里山楽校炭焼道場 (1)
除外	①北岸管理棟 ※拠点施設は 4 業務内容 (オ) (カ) で別途検討整理すること。 ②運動施設…漕艇場 (艇庫、浮棧橋、客席込み階段) ③管理施設全般

※()内は施設の数を表す。

【参考】都市計画決定範囲（佐鳴湖公園）
 ※第2期浜松市都市計画公園整備プログラムより

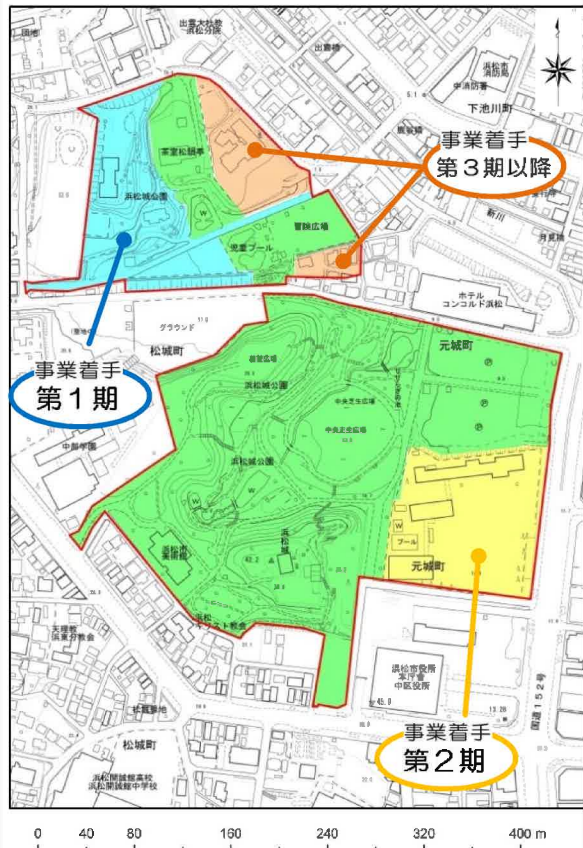
■整備プログラムの見方は下記のとおりです。

凡 例	
	見直し計画による都市公園区域 ※
	既に都市公園として開設している区域
	都市公園以外で供用又は整備保留の区域
	第1期(H28～R6)に着手した区域
	第2期(R7～R16)に着手する区域
	第3期以降(R17～)に着手予定の区域
	見直し計画で「追加」「除外」としている区域

※「浜松市都市計画公園の見直し計画」で示した都市計画区域となります。



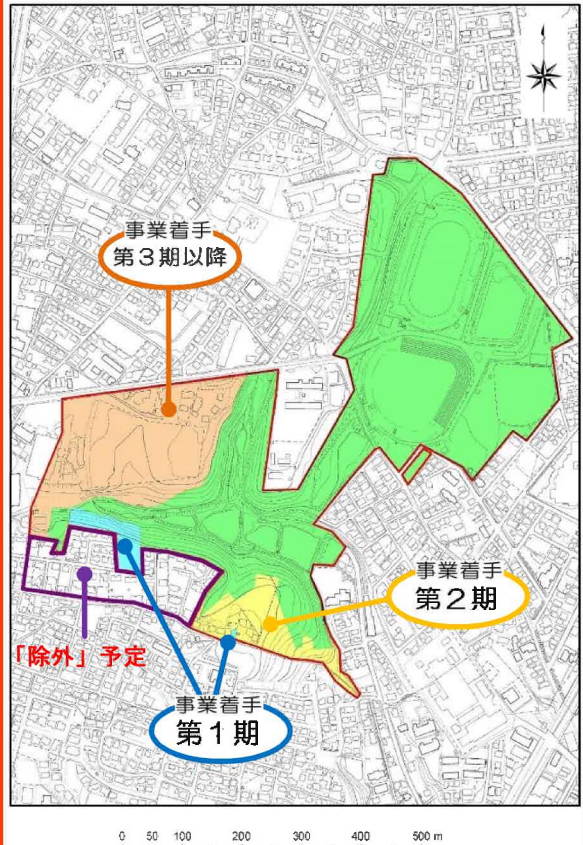
②浜松城公園（中央区元城町外）



③佐鳴湖公園（中央区入野町外）



④四ツ池公園（中央区上島六丁目外）



※「浜松市都市計画公園の見直し計画」に示された変更区域をベース図としています。